



2017年5月11日号

目次

(W&B No. 201706CY)

1. 最高人民法院による2016年度知的財産権司法状況の公示(2017年4月27日)
2. 北京高級人民法院の「特許侵害判断指南(2017年版)」公示(2017年4月7日)
3. 中国税関総署による2016年度知的財産権保護状況の公示(2017年4月20日)
4. 商標局は商標出願で利用できる指定商品役務の追加を公示(2017年4月25日)

【1】 最高人民法院による2016年度知的財産権司法状況の公示(2017年4月27日)

最高人民法院は、4月27日に2016年の知的財産権司法保護状況を公示した。白書によると、2016年に人民法院が新たに受理した第一審、第二審、再審の各請求における各種知的財産権関連受理数は177,705件、審決数は171,708件と各前年度比が19.1%、20.9%とそれぞれ増加した。

知的財産権関連の第一審受理数は136,534件、審決数は131,813件と各前年度比が+24.8%と+30.1%とそれぞれ増加した。すべての項目で増加が見られるが、著作権、技術契約、その他の知財事件の増加が顕著である。不正競争における独占禁止事件が156件含まれる。

民事第一審受理の種類別の受理件数及び民事事件の審決件数の詳細は左表の通りである。なお、第一審審決の外国企業がかかわる事件で香港や台湾企業が関わる事件が急増していることが分かる。

行政訴訟事件の第一審の受理数は7,186件(2015年9,839件)と前年比-26.98%と減少、その内、特許事件が1,123件(2015年1,721件)と前年比-34.7%減少、商標事件5,990件(2015年7,477件)と前年比-19.8%減少している。第二審の受理数は3,233件(2015年2,245件)と前年比+44.0%、最高人民法院の受理数は355件(2015年378件)と前年比-6.1%である。なお、行政第一審事件での外国企業が関係する事件は2,394件で全体の38.3%と比較的多い。行政訴訟の審決を見ると、第一審

中国知的財産権訴訟受理件数推移 2014年-2016年

民事事件受理	2014年	2015年	2016年	前年比
特許(特実意)	9,648	11,607	12,357	+6.5%
商標	21,362	24,168	27,185	+12.5%
著作権	59,493	66,690	86,989	+30.4%
技術契約	1,071	1,480	2,401	+62.2%
不正競争	1,422	2,181	2,286	+4.8%
その他知財関係	2,526	3,093	5,316	+71.9%
民事第一審計	95,522	109,386	136,534	+24.8%
民事第二審	13,760	15,114	20,793	+37.6%

中国知的財産権審決数推移 2014年-2016年

民事事件審決	2014年	2015年	2016年	前年比
民事第一審	92,359	101,324	131,813	+30.1%
内、外国企業	1,716	1,327	1,667	+25.6%
(香港、澳門、台湾)	426	387	1,130	+291.9%
民事第二審	13,708	15,025	20,334	+35.3%
最高人民法院	339	377	369	-3.2%

は6,250件、第二審は3,069件、最高人民法院は352件である。

刑事事件の第一審の審決数は8,601件で10,431人が処罰されたが前年比-18%減少した。この内、営業秘密事件は毎年ほぼ同程度で、40件、43人が処罰されている。

報告書は2016年の傾向を下記の4つの面で総括している。

① 事件数が再び増加

知的財産権の民事第一審は 24.2%も増加したが、主に、北京、上海、江蘇、浙江、広東の人民法院の受理件数が高い状況を維持し、10,7011 件と全体の 70.4%を占めている。その中で、広東が 22.46%、上海が 20.7%の増加を示している。一方、その他の地域では、山東、福建、貴州、重慶、湖南、安徽などで件数は少ないものの大幅に増加している。

② 審理の難度が上昇

知的財産権は技術に関するため複雑な内容になり、審理の難度はもちろん高い。山東では技術契約事件が 1.2 倍、上海では、コンピュータプログラムや営業秘密に関する事件が約 2 倍、北京では医薬品の事件、また、技術以外でも、インターネット上での商標権や著作権の事件、不正競争など社会的に注目される事件が増加している。

③ 審理の品質と安定性の向上

2016 年は再審理が 45%減少。司法調停が 64%に増加し、提訴取下げが増加している。上海は 74%、山東は 70%と高い取下率を示している。

④ 賠償レベルの向上

人民法院の市場価値を知的財産権の賠償額算定の参考にすることが増加しており、署名商標やコア技術には比較的高い賠償額を認定したり、懲罰的賠償や裁判中の不誠実な対応に対する懲罰や処罰の処分したりと、比較的高い処罰を課している。例えば、北京高級人民法院はパナソニックと珠海金稻電器の侵害訴訟事件で 300 万元の高額な賠償額を認定した。北京知識産権法院は“紫玉”商標権侵害と著作権侵害の上訴事件で原告の損害賠償請求の全額を認めるとともに裁判中の虚偽証言、証拠毀損、証人の証言妨害などの不誠実な対応について制裁を科した。また、北京高級人民法院は保全裁定に対応しないことを理由に 50 万元の罰金を科している。

関連サイト:

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>

[http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/201704/t20170425\\_1310328.html](http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/201704/t20170425_1310328.html)



【2】北京市高級人民法院の「特許権侵害判定指南(2017 年版)」の公示(2017 年 4 月 20 日)

北京市高級人民法院は、4 月 20 日付、2013 年 10 月に公示した現行の特許侵害判定指南(ガイドライン)に続き、2017 年度版を英語版及び日本語版を併せて公示した。なお、公示された日本語版は原文と合わない点が多いため、仮訳を 2 回に分けてご参考まで紹介する。

今回公布されたガイドラインは 153 条からなり、2013 年版と比べて 20 条増加し、下記の通り 6 部の構成になっている。内容から見ると、意匠のグラフィカルユーザーインターフェイス(GUI)の判断、特許権濫用や標準必須特許の適用などが新たに追加されるとともに、2016 年 3 月の最高人民法院の司法解釈(二)の公布による当業者による観点などが追加されているが、北京高級人民法院知的財産庭の説明によると下記が主要なポイントである。

①特許クレームの解釈の原則と手法に、発明の目的、使用条件、主題名称などの解釈を追加

②機能的表現及び均等の解釈と判断を明確化

③最高人民法院の司法解釈(二)に対応し、意匠特許権の解釈と共同侵害行為を補完

④諸外国の再審の事例を参考に GUI 意匠と標準必須特許など新しい事件に対応した規則を完備

⑤コンピュータやネットワーク特許に対する司法実務に基づき、保護範囲の拡大や間接侵害(共同侵害行為)に対する規制を追加

⑥低レベルの特許権の大量な出現に対応するため、悪意取得や権利濫用に対応する規定を追加

本ガイドラインは北京市での適用が基本であるが、他の地域でも参照すべきガイドラインとされるため、今回の公示を日頃の中国知財活動の参考にされることをお勧めする。なお、原文では、同じ或は類似する対応する用語が複数使用されているが、同一/相同/同様が「同一」のレベルと狭く、相等同/等同が「均等」とやや広く、「近似」がさらに広い意味合い、と理解し仮訳しており、原文を解釈していない点はご了解ください。

特許権侵害判定指南(2017)の項目

1. 発明、実用新案特許権の保護範囲の確定
  - (1) 保護範囲を確定する解釈の原則
  - (2) 解釈対象
  - (3) 解釈方法
2. 発明、実用新案特許権の侵害判断
  - (1) 技術的特徴の対比原則及び方法
  - (2) 同一の権利侵害
  - (3) 均等の権利侵害……………(以上、今回掲載)
3. 意匠特許権の保護範囲の確定
4. 意匠特許権の権利侵害判定
5. 特許権侵害行為の認定
  - (1) 直接特許権侵害行為の認定
  - (2) 共同特許権侵害行為の認定

6. 特許権侵害の抗弁
  - (1) 特許権効力の抗弁
  - (2) 特許権濫用の抗弁
  - (3) 権利非侵害の抗弁
  - (4) 特許権侵害と見做さない抗弁
  - (5) 従来技術の抗弁及び従来意匠の抗弁
  - (6) 合法的由来の抗弁
  - (7) 権利侵害非停止の抗弁……………(以上、次回掲載)

参考サイトは下記の通り。

<http://bjgy.chinacourt.org/article/detail/2017/04/id/2820737.shtml>

北京市高級人民法院<特許権侵害判定指南(2017)>

1. 発明、実用新案特許権の保護範囲の確定

(1) 保護範囲を確定する解釈の原則

1. 特許権有効の原則。権利者が主張の根拠とする特許権が無効宣告を受けるまで、その権利は保護されなければならない。当該特許権が特許法の関連登録条件に合致しないことを理由に、無効宣告されることを前提に裁判をしてはならない。但し、本指南に別段の規定がある場合は除く。

特許登録簿の副本、或は特許証書及び当年の特許年金納付領収書の特許権が有効であることの証拠とすることができる。

2. 公平の原則。請求項を解釈する場合、特許権の従来技術に対する貢献を十分に考慮し、請求項が限定する保護範囲を合理的に定義し、権利者の利益を保護するだけでなく、請求項が公示する役割を十分に考慮し、社会公衆が信頼する利益を配慮して、保護範囲に入れるべきでない事項を請求項の範囲で解釈してはならない。

下記に掲げる情況は保護範囲に入れるべきではない:

- (1) 特許が克服しようとする技術的欠陥の技術案;
- (2) 全体的に従来技術に属する技術案。

3. 折衷の原則。請求項を解釈する場合、請求項に記載される技術的事項に準じ、明細書と図面、従来技術、特

許の従来技術に対する貢献などの要素に基づき特許権の保護範囲を合理的に確定しなければならない。特許権の保護範囲を請求項の文字通りの解釈にこだわる(訳者注: 限定解釈)ことだけでなく、本分野の通常の技術者(訳者注: 当業者、以下同じ)が出願日の前に明細書と図面を読み創造的作業を経ずに想到できない事項にまで特許権の保護範囲を拡大してはならない。

4. 発明の目的合致の原則。特許権の保護範囲を確定する場合、発明の目的、効果を達成できない技術案を請求項の保護範囲に解釈してはならない、即ち、当業者が本分野の技術背景に基づき、明細書及び図面のすべての事項を読み、依然として特許の技術的課題を解決できず、特許の技術的効果を実現できない技術案を特許の保護範囲で解釈してはならない。

(2) 解釈対象

5. 発明或は実用新案特許権侵害紛争事件を審理する場合、まず特許権の保護範囲を確定しなければならない。発明或は実用新案特許権の保護範囲は請求項に記載される技術的特徴が確定する事項に準じるだけでなく、記載される技術的特徴と均等(訳者注: 中国語「相等同」)技術的特徴で確定される事項も含まなければならない。

特許権の保護範囲を確定する場合、権利者が権利の根拠として主張する関連の請求項を解釈するとともに、

当該請求項の技術的特徴を区別しなければならない。

6. 請求項に2つ以上の請求項がある場合、権利者は起訴状に具体的な請求項を明記しなければならない。起訴状に記載がない或は記載が不明瞭である場合、権利者に明確にすることを要求しなければならない。釈明を経ても、権利者が一審法廷の弁論終了までに明確にしなかった場合、起訴却下の裁定を下すことができる。

7. 権利者が従属請求項で保護範囲を確定すると主張した場合、当該従属請求項に記載される付加的な技術的特徴及びそれが直接的或は間接的に引用する請求項に記載される技術的特徴と合わせて、特許権の保護範囲を確定しなければならない。

8. 技術的特徴とは、請求項に限定されている技術案において、一定の技術的機能を相対的に独立して達成するとともに、相対的に独立した技術的效果をもたらすことができる最小の技術単位を言う。製品の技術案において、当該技術単位は一般的に製品の部品及び若しくは部品間の接続関係である。方法の技術案において、当該技術単位は一般的に方法、ステップ或はステップ間の関係である。

9. 一審判決が下されるより前に、権利者が主張した請求項が特許復審委員会が無効宣告され、権利者が速やかに主張する請求項を変更しなかった場合、権利者の当該無効宣告された請求項に基づく起訴を却下する裁定を下すことができる。

特許復審委員会による上記請求項無効の決定が行政判決で取消されたことを証明する証拠がある場合、権利者は別に起訴することができる。

権利者は別に起訴する場合、訴訟の時効期間は行政判決書の送達日より起算する。行政訴訟期間中に被疑侵害行為が引続き持続していたことを証明する証拠がある場合、権利者は別に起訴する時にこれに対して権利を主張することができる。

10. 当事者が一審判決に不服で二審裁判所に上訴した場合、終審判決が下される前に、一審判決で依拠した請求項が特許復審委員会が無効宣告された場合、一般的に一審判決を取消し、権利者による当該無効宣告された請求項に基づく起訴を却下する裁定を下さなければならない。但し、特許権者が法定期間内に無効決定

に対する行政訴訟を提起したことを証明する証拠がある場合、証拠、係争特許技術の難度、被告の抗弁理由などの要素を総合的に考慮し、当事者の申立てに基づき、二審案件の審理を中止する裁定を下すことができる。

特許復審委員会による上記の請求項の無効決定が行政判決により取消されたことを証明する証拠があり、権利者が別に起訴した場合、新たな事実がない状況の場合、原一審判決が認定した事実及び証拠を参照して判決を下さなければならない。

### (3) 解釈方法

11. 特許権の保護範囲を確定する場合、国务院特許行政部門が登録を公告した特許公報或は既に法的効力が発効した無効宣告手続きの審決及び関連の権利確定行政判決で確定した請求項に準じなければならない。請求項が複数存在する場合、最終的に有効な文書に準ずる。

12. 請求項を解釈する場合、当業者の観点から行わなければならない。

当業者とは、一種の仮想の「人」であり、当該分野におけるすべての従来技術を知得しており、出願日の前の本分野の普通の技術知識を有するとともに、当該出願日の前の常識の実験手段を実施する能力を有する。

当業者は、具体的に特定の人或は特定の種類の人を言うのではなく、教養の程度、職階、等級などの具体的に参照する基準を用いるべきではない。当事者が当業者に対して、その普通の技術知識を持つかどうか、また常識の実験手段を実施する能力を有するかどうか論争がある場合、証拠を挙げて証明しなければならない。

13. 請求項の解釈には、明確、補足及び特定状況下の修正の3種類の方式があるがこれに限らない、即ち請求項の技術的特徴に表された技術的事項が不明確の場合、当該技術的特徴の意味を明確にする；本請求項における技術的特徴に瑕疵がある場合、当該技術的特徴の不足を補足する；本請求項の技術的特徴の間に矛盾があるなど特定の状況にある場合、当該技術的特徴の意味を修正する。

14. 請求項に記載されたすべての技術的特徴で表現された技術的事項は一般的に一つの全体的な技術案とし

て取り扱わなければならない。独立請求項の前置き部分、特徴部分、及び従属請求項の引用部分、限定部分に記載された技術的特徴は、保護範囲を限定する作用がある。

請求項に2つ以上の並列した技術案が含まれる場合、並列する技術案ごとにそれぞれ一つの全体的技術案と確定しなければならない。

15. 請求項を解釈する場合、特許明細書及び図面、クレーム中の関連する請求項、その特許と分割出願の関係にある他の特許及び上記特許の審査書類、有効な特許登録確認裁判文書に記載される内容を利用することができる。

上記の方法でも請求項の意味を明確にできない場合、参考書(訳者注:中国語「工具書」、辞書類や百科事典など)、教科書などの公知文献及び当業者の通常を理解を組合せて解釈することができる。

本指南に言う特許審査書類には、特許審査、審判、無効手続き中に特許出願人又は特許権者が提出した書面資料、国务院特許行政部門及びその特許復審委員会が作成した審査意見通知書、面接記録、口頭審理記録、有効な特許再審請求の審査決定書及び特許権無効宣告請求の審決書などが含まれる。

16. 請求項と特許明細書とに不一致又は相互に矛盾があり、明らかに特許法第26条第3項、第4項の規定に違反しているために明細書から請求項を解釈できない場合、当事者に特許無効宣告手続きで解決するよう通知する。当事者がこれに基づき特許無効宣告手続きを起すとともに、本件審理の中止を申請した場合、訴訟を中止する裁定を下すことができる。

当事者が明らかに特許無効手続きで解決しない、或は合理的期間内に特許無効宣言請求を提起していない場合、特許権有効の原則に基づき、請求項の文字通りの解釈から確定される保護範囲に準じなければならない。但し、当業者が請求項と明細書及び図面を読み、保護を求める技術案を具体的に、明確に、唯一の解釈ができる場合、当該解釈に基づき請求項の間違った記載を明確にするか、或は修正しなければならない。

本条第2項に基づいても依然として特許権の保護範囲を確定できない場合、原告による訴訟請求を却下す

る判決を下すことができる。

17. 請求項の解釈において、クレーム中に記載される請求項の保護範囲を確定する場合、独立請求項とその従属請求項が限定する保護範囲は同一でないと推定できる。独立請求項の求める保護範囲はその従属請求項の保護範囲より広く、前の従属請求項の保護範囲はその後で引用する従属請求項の保護範囲より広い。但し、当業者が特許明細書及び図面、特許審査書類などの内部証拠に基づき、異なる解釈ができる場合は除く。

18. 請求項に機能或は効果として記載された機能的特徴について、明細書と図面に表現された当該機能或は効果の具体的な実施形態及びその均等な実施形態と結びつけて、当該技術的特徴の事項を確定しなければならない。

機能的特徴とは、構成、組成、材料、ステップ、条件或はそれらの関係など、その発明創造の機能或は効果によりなされる限定的な技術的特徴を言う。下記に掲げる情況は、一般的に機能的特徴と認定すべきではない。

(1) 機能的或は効果的用語で記載するとともに当業者に広く知られた技術用語、或は機能若しくは効果の用語の表現で記載されているが請求項を読み、上記の機能或は効果を実現する具体的な実施形態を直接、明確に確定することができる技術的特徴;

(2) 機能的或は効果的な用語を使用して記載しているが、同時に相応の構成、組成、材料、ステップ、条件などの特徴で表現されている技術的特徴。

19. 機能的特徴の事項を確定する場合、機能的特徴は明細書及び図面において対応する機能、効果を実現するために必須の構成、ステップの特徴を記載されていなければならない。

20. 方法特許の請求項でステップの順序を明確に限定している場合、ステップ自身及びステップ間の順序は均しく特許権の保護範囲を限定する作用がなければならない;方法特許の請求項でステップの順序を明確に限定していない場合、これを理由に、ステップの順序を請求項の限定する作用を考慮しないのではなく、明細書と図面、請求項に記載された全体的技術案、各ステップ間の論理関係及び特許審査書類を結び付けて、当業者の観点に従い各ステップが特定の順序により実施され

るべきかどうかを確定しなければならない。

21. 調合方法で製品の技術的特徴を定義することは特許権の保護範囲を確定するうえで限定する作用がある。被疑侵害製品の調合方法と特許方法が同一でも均等でもない場合、被疑侵害技術案は特許権の保護範囲に入らないと認定しなければならない。

22. 実用新案特許の請求項に形状、構造でない技術的特徴が含まれる場合、当該技術的特徴は特許権の保護範囲を確定するうえで限定する作用がある。

形状、構造でない技術的特徴とは、実用新案特許の請求項に記載される製品の形状、構造或はその結合などの技術的特徴に属さないもので、用途、製造工程、使用方法、材料の成分(組成成分、配合比率)などを言う。

23. 製品の発明或は実用新案特許の請求項が応用分野、用途を限定していない場合、応用分野、用途は一般的に特許権の保護範囲を限定する作用はない。

24. 請求項に記載された使用環境(訳者注:使用条件)の特徴は、特許権の保護範囲を限定する作用がある。被疑侵害技術案が請求項に記載された使用環境に適用できる場合、被疑侵害技術案が請求項に記載された使用環境の特徴を具備すると認定しなければならないが、被疑侵害技術案が当該環境の特徴を使用していることが前提ではない。但し、特許文書が当該技術案は当該使用環境の特徴にのみ適用できることを明確に限定し、被疑侵害技術案が他の使用環境に適用できることを証明する証拠がある場合、被疑侵害技術案は特許権の保護範囲に入らない。

被疑侵害技術案が請求項における使用環境の特徴で限定された使用環境に適用できない場合、被疑侵害技術案は特許権の保護範囲に入らない。

使用環境の特徴が主題の名称と異なるとは、請求項において発明或は実用新案を記載するために使用された背景若しくは条件並びに当該技術案に関連する或は適用される関係にある技術的特徴を言う。

25. 主題名称に含まれる応用分野、用途或は構成などの技術事項が請求項で保護を求める技術案に影響を生じる場合、当該技術事項には特許権の保護範囲を限定する作用がある。

主題名称とは請求項に含まれるすべての技術的特

徴により構成される技術案の抽象的な概括であり、特許技術案に対する簡単な命名で、その代表的な技術案は請求項のすべての技術的特徴により体现されるべきである。

26. 「から……なる(訳者注:原文「由……組成」)」と言う表現方法を用いた請求項は閉鎖式請求項であり、一般的に請求項に記載された構成部分或は方法のステップ以外を含まないと解釈しなければならない。

医薬、化学分野における成分に関わる閉鎖式請求項は成分ごとそれぞれの特性に基づき相互に作用し、他の物資がなくても特定の技術的效果を生じるが、漢方薬の組合せの請求項は除く。

27. 明細書の技術用語の解釈と当該技術用語の一般的意味が同一ではない場合、明細書の解釈に準じる。

被疑侵害行為の発生時に、技術用語に他の意味が生じた場合、特許出願日時点の意味で当該技術用語を解釈しなければならない。

28. 特許権者が特許文書において独自に定義した用語については、明細書において特定される意味に基づき解釈しなければならない。明細書に明確な定義がない場合、明細書と当該独自に定義した用語に関係する前後の文脈に基づき理解し、発明の目的に最も合致する意味合いで解釈しなければならない。特許権者が明細書で独自に定義した用語の意味を定義しておらず、同時に当業者が請求項、明細書の前後の文脈からも依然として明確に解釈できず、請求項の保護範囲を確定できない場合、原告の訴訟請求を却下する判決を下すことができる。

29. 一つの特許文書において、通常の場合で同一の用語は同一の意味を有すると解釈しなければならない。異なる用語は異なる意味を有すると推定し、明細書の記載或は当業者の普通の理解では異なる用語が同一の意味を有すると確定できる場合を除く。

30. 明細書の図面の役割は図形を用いて明細書の文字部分の記載を補足することであり、当業者に直観的に、イメージとして発明或は実用新案の各技術的特徴及び全体的技術案を理解させることができる。当業者が請求項及び明細書を読み、図面から直接的に疑いなく確定できる技術事項のみが請求項の技術的特徴の意

味の解釈に用いることができる。

図面から推定される事項、或は文字の説明なく、図面から計測して得られる寸法及びその関係は、関連する技術的特徴の事項とすることはできない。

31. 図面の符号は技術案の理解の補助に用いることができ、請求項に図面の符号を引用した場合、図面の符号が示す具体的な構成で請求項の技術的特徴を限定してはならない。

32. 特許請求項は一般的に明細書或は図面に開示された実施例を基にした合理的な概括であり、実施例は単に請求項の範囲内の技術案の例示であり、特許出願人が発明或は実用新案を実現するために好ましい態様と認めるものである。特許権の保護範囲は明細書に開示された具体的な実施形態に制限されるべきではないが、下記に掲げる場合は除く：

(1) 請求項が実質的に実施形態に記載される技術案である場合；

(2) 請求項に機能的特徴が含まれる場合。

33. 要約の役割は技術情報を提供し、公衆の調査を便利にさせることであり、特許権の保護範囲の確定に用いることができないだけでなく、請求項の解釈にも用いることもできない。

34. 特許文書の印刷ミスが特許権の保護範囲の確定に影響を及ぼす場合、特許審査書類に基づき修正することができる。

クレーム、明細書及び図面の文法、文字、句読点、図形、符号などに明らかな間違い或は複数の意味が存在するが、クレーム、明細書及び図面を読み唯一つに理解される場合、当該ただ一つの理解に基づき認定すべきである。

## 2. 発明、実用新案特許権の侵害判断

### (1) 技術的特徴の対比原則及び方法

35. オールエレメントルール。オールエレメントルールはある技術案が発明或は実用新案特許権を侵害するかどうかを判断する基本的原則である。これが具体的に意味するところは、被疑侵害技術案が特許権の保護範囲に入るか否かを判断する場合、権利者が主張する請求項に記載されるすべての技術的特徴を審査するとともに、請求項に記載されるすべての技術的特徴と被疑

侵害技術案の対応するすべての技術的特徴と逐一对比しなければならない。被疑侵害技術案が請求項に記載されるすべての技術的特徴と同一或は均等の技術的特徴を含む場合、それは特許権の保護範囲に入ると認定しなければならない。

36. 権利侵害判断する場合、当事者が提出した特許製品と被疑侵害技術案とを直接対比してはならないが、特許製品を関係技術的特徴と技術案の理解の補助にすることはできる。

37. 権利者、被疑侵害者とも特許権を有する場合、一般的に双方の特許製品或は双方の特許の請求項を対比することはできない。

### (2) 同一の権利侵害

38. 被疑侵害技術案が請求項で限定するある完全な技術案に記載されるすべての技術的特徴に対応する同一の技術的特徴を含む場合、同一の権利侵害に属する、即ち、文字通りの意味上の権利侵害(訳者注:「文言侵害」)である。

39. 請求項に記載される技術的特徴に上位概念を用いている場合で、被疑侵害技術案の相応する技術的特徴が相応する下位概念を用いている場合、同一の技術的特徴を構成すると認定しなければならない。

40. 被疑侵害技術案が請求項のすべての技術的特徴に基づいており、さらに新たな技術的特徴が追加されて含まれる場合、依然として特許権の保護範囲に入るが、特許文書が当該技術的特徴を明確に排除している場合は除く。

41. 被疑侵害技術案がある閉鎖式請求項のすべての技術的特徴に基づいており、他の技術的特徴が追加されて含まれている場合、被疑侵害技術案は当該請求項の保護範囲に入らないと認定しなければならない。但し、医薬、化学分野の成分に係る閉鎖式請求項の場合、当該追加の技術的特徴が不可避的な通常量の不純物に属する場合は除く。

42. 機能的特徴を含む請求項については、本指南第 19 条に記載する構成、ステップの特徴と対比し、被疑侵害技術案の相応の構成、ステップの特徴が同一の手段で同一の機能を実現し、同一の効果を生じ、或は差異はあると言えるが、基本的に同一の手段により同一の機

能を達成し、同一の効果を生じるとともに、当業者が特許出願日の時点で創造的作業を経ずに想到できる場合、当該相応の構成、ステップの特徴は上記の機能的特徴と同一であると認定しなければならない。

上記の構成、ステップの特徴が同一の特徴を構成するかどうかを判断する場合、それを1つの技術的特徴としなければならない、2つ以上の技術的特徴に分けてはならない。

43. 後に特許権を取得した発明或は実用新案が先の発明或は実用新案特許の改良であり、後の特許のある請求項には先の特許のある請求項に記載されるすべての技術的特徴が含まれ、さらに別の技術的特徴が追加されている場合、後の特許は従属特許に属する。従属特許を実施することは先の特許の保護範囲に入る。

下記に掲げる情況は従属特許に属する：

(1) 先の製品特許の請求項のすべての技術的特徴に基づき、新たな技術的特徴が追加され含まれる場合；

(2) 元の製品特許の請求項に基づき、最初は発見されていなかった新たな用途を発見した場合；

(3) 元の方法特許の請求項に基づき、新たな技術的特徴を追加した場合。

### (3) 均等の権利侵害

44. 特許権侵害判断において、同一の権利侵害が成立しない情況の場合、均等(訳者注：中国語「等同」)の権利侵害を構成するかどうかを判断しなければならない。

被疑侵害技術案が均等の権利侵害を構成する場合、十分な証拠で支持しなければならない、権利者は証拠により或は十分な説明をしなければならない。

45. 被疑侵害技術案の1つ或は1つ以上の技術的特徴が請求項の相応の技術的特徴と文字通りの意味上同一でないが、均等の特徴に属し、これに基づき、被疑侵害技術案を特許権の保護範囲に入ると認定する場合、均等の権利侵害に属する。

均等の特徴とは、請求項に記載される技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するとともに、さらに当業者が創造的作業を経ずに想到できる技術的特徴を言う。

均等の特徴を構成するかどうかを判断する場合に、

手段が技術的特徴自体の技術事項であり、機能及び効果が技術的特徴の以外の特徴である場合、技術的特徴の機能及び効果は当該技術的特徴の手段により決められる。

46. 基本的に同一の手段とは、被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴における技術事項とを対比して実質的に差異がないことを言う。

47. 基本的に同一の機能とは、被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴のそれぞれの技術案において果たされる作用が基本的に大差ない(訳者注：中国語「相当」)ことを言う。被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴とを対比して他の作用がある場合は、考慮しない。

48. 基本的に同一の効果とは、被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴のそれぞれの技術案において達成される技術効果が基本的に大差ない(訳者注：中国語「相当」)ことを言う。被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴とを対比して他の技術的效果がある場合、これを考慮しない。

49. 創造的作業を経ずに想到できるとは、当業者にしてみれば、被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の対応する技術的特徴とを相互に交換することを容易に想到できることを言う。具体的に判断する時には、以下の要素を考慮できる：双方の技術的特徴が同一(訳者注：中国語「同一」)或は類似(訳者注：中国語「相近」)する技術分類に属するか否か；双方の技術的特徴が利用される動作原理が同一か否か；双方の技術的特徴間に容易な交換関係があるか否か、つまり、双方の技術的特徴を交換する場合に他の部分を新たに設計する必要があるか否かであるが、簡単な寸法及び接続位置の調整は新たな設計に属さない。

50. 均等の権利侵害を構成するか否かを判断する場合、手段、機能、効果及び創造的作業の要否について、順次判断しなければならないが、手段、機能、効果の判断が主な役割を果す。

51. 均等の特徴の交換とは、具体的に、対応する技術的特徴の間の交換でなければならない、完全な技術案同士の交換ではない。

52. 均等の特徴は、請求項の若干の技術的特徴と被疑



侵害技術案の1つの技術的特徴と対応することができるだけでなく、請求項の1つの技術的特徴と被疑侵害技術案の若干の技術的特徴の組合せと対応することもできる。

53. 均等の特徴の交換には、請求項の区別できる技術的特徴の交換が含まれるだけでなく、請求項の前置き部分の技術的特徴の交換も含まれる。

54. 被疑侵害技術案の技術的特徴と請求項の技術的特徴とが均等か否か判断する時点は、被疑侵害行為の発生時を境界としなければならない。

55. 請求項と被疑侵害技術案に複数の均等の特徴がある場合、当該複数の均等の特徴の積重ねのために被疑侵害技術案が請求項の技術的着想と違う技術案を形成している、或は被疑侵害技術案が予想できない技術的効果を得ている場合、一般的に均等の権利侵害を構成すると認定すべきでない。

56. 機能的特徴を含む請求項については、本指南第19条に記載する構成、ステップ特徴と対比し、被疑侵害技術案の相応の構成、ステップの特徴が基本的に同一の手段で同一の機能を実現し、同一の効果を果すとともに、当業者が係争特許の出願日の後から被疑侵害行為の発生時まで創造的作業を経ずに想到できる場合、当該相応の構成、ステップの特徴は上記の機能的特徴と均等であると認定しなければならない。

上記の構成、ステップの特徴が均等の特徴を構成するかどうかを判断する場合、それを1つの技術的特徴としなければならない、2つ以上の技術的特徴に分けてはならない。

57. 請求項に数値範囲の特徴を用いている場合、権利者がそれと異なる数値の特徴を均等の特徴に属すると主張する場合、一般的にこれを支持しない。但し、当該異なる数値の特徴が出願日の後に出現した技術事項である場合は除く。

請求項に、「少なくとも(訳者注:中国語「至少」)」、「超えない(訳者注:中国語「不超过」)」などの用語を用いて数値の特徴を定義するとともに、当業者がクレーム、明細書及図面を読み、特許技術案で特別に強調する当該用語が技術的特徴を厳格に限定する作用があると認定する場合、権利者がそれとは異なる数値の特徴を均

等の特徴に該当すると主張しても、これを支持しない。

実用新案特許の請求項に数値の特徴があり、権利者が被疑侵害技術案の相応する数値の特徴が均等の特徴であると主張した場合、これを支持しないが、当該異なる数値の特徴が出願日の後に出現した技術事項である場合は除く。

58. 明細書或は図面にのみ記載され請求項に概括されていない技術案の場合、特許権者は当該技術案を放棄したものと見做されなければならない。権利者が当該技術案は特許権の保護範囲に含まれると主張した場合、これを支持しない。

59. 被疑侵害技術案が明細書で明確に排除された技術案、或は背景技術の技術案に属し、権利者が均等の権利侵害を構成すると主張した場合、これを支持しない。

60. 発明の請求項における発明のポイントでない技術的特徴、補正による技術的特徴或は実用新案の請求項における技術的特徴について、特許権者が特許出願時或は補正時に、代替可能な技術的特徴の存在を明らかに知り或は十分に予想できるもののそれを特許権の保護範囲に入れていないならば、権利侵害判断において、権利者が均等の特徴を構成するとの理由で当該代替可能技術案を特許権の保護範囲に入ると主張した場合、これを支持しない。

61. 被疑侵害技術案の技術的特徴が請求項の技術的特徴と均等か否かを判断する場合、被疑侵害者は特許権者が当該均等の特徴を既に放棄し、反言は禁止されるべきであると抗弁することができる。

禁反言(訳者注:中国語「禁止反悔」)とは、特許登録或は無効手続きにおいて、特許出願人 or は特許権者が請求項、明細書を減縮する補正或は意見陳述で保護範囲を放棄しており、特許権侵害訴訟において、均等の権利侵害を構成するか否か判断する場合、特許権者が既に放棄した事項を改めて特許権の保護範囲に入れることを禁止することを言う。

62. 特許出願人 or は特許権者が保護範囲を制限或は部分的に放棄することは、新規性 or は進歩性の欠如、必要な技術的特徴の不足や請求項の明細書による不支持、明細書の開示不十分などの登録されない実質的な欠陥を克服する必要に基づかなければならない。

権利者が特許出願人又は特許権者による特許文書の補正の理由を説明できない場合、その補正は登録されない実質的な欠陥を克服するためのものであると推定することができる。

63. 特許出願人又は特許権者により請求項の保護範囲になされた減縮する補正或は陳述は明示的であるとともに、書面による陳述、特許審査書類、有効な法的書類に記載されたものでなければならない。

権利者が特許出願人、特許権者の特許登録確認手続きでクレーム、明細書及図面を減縮する補正或は陳述を明確に否定する証明をすることができる場合、当該補正或は陳述は技術案を放棄したものではないと認定

しなければならない。

64. 禁反言の適用は被疑侵害者の請求を前提とするとともに、被疑侵害者は特許出願人又は特許権者による反言の相応の証拠を提出する。

特許出願人又は特許権者の反言が記載された証拠が取得された状況では、既に調査による明らかな事実に基づき、禁反言を適用して請求項に必要な制限を行い、合理的な特許権の保護範囲を確定することができる。

(以下、次号に掲載)



**【3】 中国税関総署による 2016 年度知的財産権保護状況の公示(2017 年 4 月 20 日)**

中国海関総署(税関総署)は、4 月 20 日付、2016 年度の税関での知的財産権保護活動の結果を公示した。中国の税関約 4,000 か所で保護を受けることができる知的財産権は、特許権(発明、実用新案、意匠)、商標権、及び著作権である(知的財産権海関保護条例第 2 条)。

公示された分析によると、2016 年は 1.95 万余回(2015 年は 2.5 万余回、前年比 25%減少)の知的財産権保護措置を実施し、1.74 万貨物(2015 年は 2.3 万余貨物、前年比 24%減少)の疑侵害輸出入商品 4,205.8 万点(2015 年は 7,000 万余点、前年比 40%減少)を侵害品と摘発した。この減少傾向は 2014 年から続いている。なお、中国は輸出の摘発が 1.68 万件と全体の 96%を占める点で特徴的であり、自国の産業を保護するために侵害品の流入を止めることに積極的な諸外国とは異なり、国外への流出を止める努力をしていると言える。

摘発された 1.74 万貨物の殆どが職権による捜査に基

づくもので、申告に基づく操作は 50 件と全体の 0.3%弱と少ないが、侵害品点数は 350 万点と全体の 8%強を占めている。対象貨物の運輸形態では、郵送が 1.4 万件と全体の 81%を占め、船便 1,191 件、宅配便 1,023 件と続いている。

対象となる商品は、タバコ類 1,377 万点と全体の 33%弱、化粧品類 692 万点、金属製品、電気製品、薬品と続き、特徴としては、薬品や飲料食品が増加し、医療器械、宝飾品や時計は減少している。

また、対象の知的財産権は、商標権侵害 4,145.6 万点と全体の 98%を占め、特許権侵害 53.8 万点、著作権侵害 5.7 万点と続いている。2015 年に比べ、特許権侵害が 83%増加していることは注目される。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info846639.htm>



**【4】 商標局は商標出願で利用できる指定商品役務の追加を公示(2017 年 4 月 25 日)**

商標局は、4 月 25 日付、2015 年から日本、アメリカ、欧州、韓国と中国の 5 局(TM5)で進め商標出願で受理する商品と役務の名称を商標出願のために公示した。

参考サイトは下記の通り。

[http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201704/t20170425\\_176640.html](http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201704/t20170425_176640.html)

区分	追加数	対象類似群
1	71	0101,0102,0104,0107,0108,0109,0110,0111,0113,0115,0116
2	58	0201,0202,0203,0204,0205,0207
3	51	0301,0302,0304,0305,0306,0307,0309
4	24	0401,0402,0403,0404,0405,

		0406
5	85	0501,0502,0503,0504,0505,0507
6	35	0601,0602,0603,0605,0607,0608, 0609,0610,0611,0613,0622
7	100	0701,0702,0706,0708,0709,0713, 0716,0729,0731,0733,0734,0735, 0736,0738,0742,0743,0744,0748, 0749,0750,0752,0753
8	32	0802,0806,0807,0808,0810,0812, 0813
9	79	0901,0902,0905,0907,0908,0909, 0910,0912,0913,0921,0922,0923
10	82	1001,1002,1003,1004,1007,1008
11	59	1101,1104,1105,1106,1107,1108, 1109,1110,1111
12	76	1202,1204,1206,1208,1209,1210, 1211
13	24	1301,1302,1303
14	47	1401,1402,1403,1404
15	46	1501,1502
16	70	1601,1602,1603,1604,1605,1606, 1607,1609,1610,1611,1614,1615, 1618
17	21	1701,1702,1703,1704,1705
18	24	1802,1804,1806
19	15	1901,1902,1906,1908,1909,1911
20	40	2001,2002,2004,2006,2012,2013, 2014
21	95	2101,2102,2105,2106,2107,2109, 2110,2111,2112,2113,2114
22	4	2201,2202,2205
23	8	2301,2302,2303
24	7	2401,2404,2405,2406,2410

25	62	2501,2502,2503,2504,2507,2508, 2509,2510
26	10	2601,2602,2603,2605,2606
27	12	2701,2703,2704
28	52	2801,2802,2804,2805,2807,2809, 2811
29	80	2901,2902,2904,2905,2907,2908, 2911,2912,2913
30	145	3001,3002,3003,3004,3006,3007, 3008,3009,3010,3011,3012,3013, 3015,3016,3017,3018
31	60	3102,3103,3104,3105,3106,3107, 3108,3110
32	42	3201,3202,3203
33	31	3301
34	23	3401,3402,3404
35	30	3501,3502,3503,3504,3506
36	7	3602
37	57	3702,3703,3704,3706,3707,3708, 3709,3711,3714,3717,3718
38	13	3802
39	22	3901,3902,3903,3904,3905,3906, 3908,3911
40	53	4002,4003,4004,4005,4006,4008, 4009,4010,4011,4012,4013,4015
41	34	4101,4102,4104,4105
42	31	4209,4210,4211,4212,4214,4217, 4218,4220,4224
43	7	4301,4306
44	53	4401,4402,4403,4404,4405
45	33	4501,4503,4504,4505,4506,4506

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

